

東北公益文科大学における研究費の使用・管理に関する行動規範

令和8年4月1日

本学において研究費の使用及び管理を行う者の研究費の使用及び管理に関する行動規範を次のように定める。

- 1 研究費は、学納金、設立団体からの運営費交付金、国民の税金による公的資金及び多方面からの支援による寄付金等が原資となっていることを十分認識し、使用についての説明責任を果たす。
- 2 研究計画に基づき、研究費の効果的かつ効率的な使用に努める。また、研究活動の特性を理解し、適正な事務処理を行う。
- 3 研究費の使用に関する法令及び学内の諸規程等の内容を十分に理解し、遵守する。
- 4 研究費の取扱いに関する研修及び説明会に積極的に参加し、関係法令等に関する最新の知識を習得するとともに、事務処理手続及び使用ルールの理解に努める。
- 5 研究費の使用に当たり、取引業者との関係において社会の疑念や不信を招くことのないよう公正に行動する。